

半自動貸金庫規定

1 (格納品の範囲)

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。ただし、破損しやすいものおよび変質するものは格納できません。
- ①公社債券、株券その他の有価証券
 - ②預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③貴金属、宝石その他の貴重品
- ④前各号に掲げるものに準ると認められるもの
- (2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

2 (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する当行が定める月の末日までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3 (手数料)

- (1) 貸金庫の手数料は、当行所定の料金を以下のいずれかの方法で支払うものとし、借主が指定した預金口座から払戻しのうえ手数料に充当します(預金口座からの払戻しにおいては、普通預金規定(総合口座規定を含みます)、当座勘定規定またはカードローン規定にかかるわらず、通帳・カードおよび払戻請求書(または、当座小切手)の提出は不要です)。なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。
- ①年払い(毎年契約更新月の最終営業日(休日の場合は前営業日)に1年分の手数料を前払いする。)
 - ②月払い(毎月当最終営業日(休日の場合は前営業日)に1か月分の手数料を後払いする。)
- (2) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。また、契約期間中、手数料収納後に消費税率等が変更になった場合、当該契約期間中にかかる増税額については追加収納が必要となる都度、事前に当行ウェブサイトに告知する日に追加収納します。
- (3) 年払いの方法で手数料を支払い、契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。

4 (鍵等の保管)

- (1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章または署名により封印し、当行が保管します。
- (2) 貸金庫室への入室と貸金庫の取出しに当行が発行する専用のカード(以下、「貸金庫カード」といいます)を利用する借主(以下、「貸金庫カードを利用する借主」といいます。)には、貸金庫カードと、その借主があらかじめ代理人を届け出ている場合は代理人カードを発行しますので、借主および代理人が保管してください。
- (3) 貸金庫室への入室と貸金庫の取出しに、本項末尾記載の各規定(以下、「各種カード規定」といいます)に基づき発行され、かつICチップ内に本人の手指の静脈構造情報の特徴をデータ化した認証情報(以下「生体認証情報」といいます)を登録した当行所定のICキャッシュカード(以下、「ICキャッシュカード」といいます)を利用する借主(以下、「ICキャッシュカードを利用する借主」といいます)には、貸金庫カードは発行しませんので、ICキャッシュカード(代理人の場合は代理人カード)を、借主および代理人が保管してください。

「みずほキャッシュカード規定(個人のお客さま用)」「みずほキャッシュカード規定(個人以外のお客さま用)」「みずほキャッシュカード(当座勘定)規定(個人のお客さま用)」「みずほキャッシュカード(当座勘定)規定(個人以外のお客さま用)」「みずほ貯蓄預金キャッシュカード規定」「みずほキャッシュカード(貯蓄預金一体型)規定」「カードローンカード規定」「みずほキャッシュカード(法人用)規定」「カードみずほラインA口ローンカード規定」(法人のお客さま用)

5 (貸金庫の開閉等)

- (1) 貸金庫の開閉は、借主またはその借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行なってください。
- (2) 貸金庫室への入室は、借主またはその借主があらかじめ届出た代理人が、借主があらかじめ届出た以下のいずれかの方法により、行ってください。なお、以下の方法を併用することはできません。
- ①貸金庫カードを利用する借主およびその借主があらかじめ届出た代理人は、専用入り口に備え付けのカード読み取り機に貸金庫カードを通じまたは挿入してください。また、当行が求める場合は届出の暗証番号を入力してください。
 - ②ICキャッシュカードを利用する借主およびその借主があらかじめ届出た代理人は、専用入り口に備え付けのカード読み取り機にICキャッシュカードを通じまたは挿入してください。また、当行が求める場合は指静脈情報を用いる当行所定の認証方式(以下、「生体認証」といいます)により認証を受けてください。
- (3) 貸金庫の取出しは、借主またはその借主があらかじめ届出た代理人が、借主があらかじめ届出た以下のいずれかの方法により、行ってください。なお、以下の方法を併用することはできません。
- ①貸金庫カードを利用する借主およびその借主があらかじめ届出た代理人は、貸金庫前室に備え付けの暗証入力装置に貸金庫カードを挿入し、届出の暗証番号を入力してください。
 - ②ICキャッシュカードを利用する借主およびその借主があらかじめ届出た代理人は、貸金庫前室に備え付けの暗証入力装置にICキャッシュカードを通じまたは挿入し、生体認証により認証を受けてください。
- (4) 格納品の出し入れは、貸金庫室のブース内で行なってください。
- (5) 貸金庫の使用後は、施錠してください。

6-1 (届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出してください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。ICキャッシュカード、貸金庫カード、正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しましたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3) 貸金庫の契約の際には、当行は法令で定める本人確認等の確認を行います。貸金庫の契約後も、貸金庫の取引にあたり、当行は法令で定める本人確認等の確認を行う場合があります。本項により当行が借主について確認

した事項に変更があったときには、直ちに当行に届け出でください。

6-2 (成年後見人等の届出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届け出でください。成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出でください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を取引店に届け出でください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって取引店に届け出でください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって取引店に届け出でください。
- (5)前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

7 (印章、鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) 印章、ICキャッシュカード、貸金庫カードもしくは正鍵を失った場合、貸金庫を開閉する前に速やかに当行に届け出でください。
- (2) 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。また、ICキャッシュカードもしくは貸金庫カードを失った場合またはき損により再発行する場合には、当行所定の手数料を支払ってください。ICキャッシュカードを再発行する場合は、各種カード規定にしたがってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

8 (暗証照合等)

以下のいずれかにより、開庫その他の取扱いをしました場合には、ICキャッシュカード、貸金庫カードまたは暗証番号につき、偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ①操作の際に使用された貸金庫カードが当行が借主またはその借主があらかじめ届出た代理人に発行した貸金庫カードであること、および暗証入力装置利用の際使用された暗証番号と届出の暗証番号が一致すること（当行の求めに応じて暗証番号が入力された場合に限ります）を確認した場合。
- ②操作の際に使用されたICキャッシュカードが当行が借主またはその借主があらかじめ届出た代理人に発行したICキャッシュカードであること、および生体認証情報が一致することを確認した場合。

9 (印鑑照合等)

諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影または署名を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて届出の受付その他の取扱いをしましたうえで、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。

10 (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

11 (解約等)

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、ICキャッシュカード、または貸金庫カード、正鍵ならびに届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、ICキャッシュカード、貸金庫カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があつたときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ①借主が手数料を支払わないとき
 - ②借主について相続の開始があつたとき
 - ③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えるおそれが出ると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤実在しない名義による契約であること、または契約名義人本人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき
 - ⑥借主が当行との取引を公序良俗に反する行為に利用した場合または、重大な規定違反があつたとき
 - ⑦借主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑧当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって借主について確認した事項に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - ⑨上記①から⑧までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合
- (3) 前2項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (4) 第1項または第2項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適當と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めるができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(5) 手数料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

12 (貸金庫の修繕、移転等)

- (1) 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、この契約を維持することができなくなった場合には、この契約は当行が店頭ポスター掲示またはウェブサイト掲載による公表その他相当の方法で周知した日をもって終了するものとします。借主は、当行所定の手続をしたうえで、当行が指定する日までに貸金庫を明け渡してください。明渡しがなされなかったときは、当行は格納品を別途管理することができるものとします。また、格納品の別途管理にあたり、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫できるものとし、貸金庫の開庫に際して公証人等に立ち会いを求めるものとします。
- (2) 前項に定めるこの契約を維持することができなくなった場合であっても、当行が代替となる他の貸金庫を用意することができたときは、当行はその旨を借主に通知することにより、借主が利用する貸金庫を当該他の貸金庫に変更することができるものとします。この場合、当行は内函ごと貸金庫の格納品を取り出し、当該他の貸金庫の所在地に移送し保管します。これにより借主が変更前に使用していた貸金庫の明け渡しは終了したものとして扱います。なお、当行は格納品の取り出しに際して公証人等に立ち会いを求めるものとします。
- (3) 借主は前項の当行の通知内容に従い当行所定の手続を行うものとします。借主がかかる手続に速やかに応じない場合には、この契約は当然に終了するものとします。この場合、借主は当行所定の手続に従い格納品を引き取った上で、内函を返却もしくは変更後の貸金庫を明け渡してください。
- (4) 前項の格納品の引き取り等がなされなかったときは、当行は変更後の貸金庫の開庫に加え、貸金庫内函を開封のうえ、格納品を別途管理することができるものとします。また、当行はこれらの取扱いに際して公証人等に立ち会いを求めるものとします。
- (5) 第1項および前項の定めにより格納品を別途管理する期間が1年を経過したとき、または保管に過分の費用や負担が生じる等やむを得ないと判断する場合には、当行は格納品を前項の取扱いに加え、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。また、当行はこれらの取扱いに際して公証人等に立会いを求めるものとします。
- (6) 本条に基づく貸金庫の開庫、内函の開封、公証人の立ち会い、格納品の管理または処分もしくは廃棄、その他の措置に要する費用は借主の負担とします。借主が負担すべき費用が支払われないときは、前条第5項を準用します。

13 (緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

14 (譲渡、転貸等の禁止)

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

15 (I C キャッシュカード)

この規定に定めがない事項は、各種カード規定、みずほ I C キャッシュカード特約およびみずほ I C キャッシュカード生体認証特約にしたがいます。

16 (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、民法548条の4により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはウェブサイト掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

反社会的勢力の排除に係る規定

1 (反社会的勢力との取引拒絶)

当行との各種預金取引その他の取引や当行が提供する各種サービス等（以下、これらの取引やサービスを総称して「取引」といい、取引に係る契約・約定・規定を「原契約」といいます。）は、第2条第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第2条第1号、第2号AからFおよび第3号AからEの一にでも該当すると当行が判断する場合には、当行は取引の開始をお断りするものとします。

2 (取引の停止、口座の解約)

次の各号の一にでも該当すると当行が判断し、お客様（この規定においては取引にかかる代理人及び保証人を含みます、以下同じ）との取引を継続することが不適切であると当行が判断する場合には、当行はお客様に通知することなく取引を停止し、またはお客様に通知することにより原契約を解約することができるものとします。

①お客様が取引の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②お客様が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
- F. その他A～Eに準ずる者

③お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他 A～D に準ずる行為
3. 本規定は、原契約に基づく当行の権利行使を何ら妨げるものではなく、本規定と抵触しない原契約の各条項の効力を変更するものではありません。また、本規定は、原契約と一体をなすものとして取扱われるものとします。

以上

株式会社みずほ銀行